

# 給食施設の届出や栄養管理報告書の提出には オンライン申請がおススメです！



## ◆ そもそも給食施設とは？

特定かつ多数の者に対して、継続的に食事を供給する施設のことで、区分は次のとおりです。

- 特定給食施設 ……1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設
- その他の給食施設 ……1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設で特定給食施設以外の施設



## ◆ 届出や栄養管理報告書とは？

### ○ 給食施設の開始・変更・休止(廃止)の届出

特定給食施設を開始・休止(廃止)する場合や届出事項に変更があった場合には、届出の提出が必要です。また、その他の給食施設についても届出の提出をお願いしています。

### ○ 栄養管理報告書

大阪府特定給食施設等指導要綱に基づき、特定給食施設およびその他の給食施設に対し、栄養管理報告書の提出をお願いしています。提出は、年2回(5月の実績分・11月の実績分)です。

### ○ 提出方法

郵送

または

窓口持参

または

オンライン  
申請



おススメ！



## ◆ オンライン申請にすると何がいの？

### メリット①

郵送や窓口持参が **不要**！

- ・ オンラインでいつでも申請が可能のため、**郵送や窓口持参の手間が省けます。**
- ・ 万が一申請内容に不備があった場合も、差戻し機能により、**簡単に再申請が可能です。**



### メリット②

入力漏れや入力ミス **防止**！

- ・ 必須項目の入力漏れは、**メッセージで表示されます。**
- ・ 選択形式により、**入力ミスを防止します。**※すべての入力項目が選択式というわけではありません。



### メリット③

過去に提出した届出や栄養管理報告書の管理が **楽々**♪

- ・ 過去にオンライン申請した届出や栄養管理報告書は**マイページから確認が可能です。**
- ・ 過去にオンライン申請した内容を利用して、**手続きの入力が簡単に行えます。**



オンライン申請の方法は裏面をご覧ください→

# ～オンライン申請の手順～



大阪府行政オンラインシステムに登録がお済みでない方は **1** から  
すでに登録がお済みの方は **2** から 申請を進めてください。

## 1 新規登録



○大阪府行政オンラインシステムにて「事業者」として新規登録をする。

### ▶スマートフォン・タブレットの方

新規登録は  
こちらから→  
(ログインもこちらから)



新規登録の方法は  
こちらを参照→



### ▶PCの方

大阪府行政オンラインシステムと検索して新規登録  
<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>

## 2 ログイン



・インターネットで「大阪府行政オンラインシステム」と検索するか、**1** のQRコードを読み取る。

※ログインのURLやQRコードは **1** 新規登録をご参照ください。

・サイトの右上にある赤の「ログイン」をクリックする。

・**1** で設定した 利用者ID(メールアドレス) と パスワード を入力し、ログインする。

## 3 申請項目と申請先を選ぶ



・「手続き一覧(事業所向け)」をクリックし  
キーワード検索欄に下記の通り入力して検索ボタンをクリックする。

▶ 開始・変更・休止(廃止)の届出の場合→「給食」  
▶ 栄養管理報告書の場合→「栄養管理」

・申請したい届出や栄養管理報告書を選択する。  
※施設区分や種別の選択間違いに注意してください。

・必要に応じて記入要領や様式をダウンロードし  
「次へ進む」をクリックする。

・給食施設の所在地の保健所として  
「健康医療部 岸和田保健所」を選択し  
「次へ進む」をクリックする。

## 4 申請内容の入力



○開始・変更・休止(廃止)の届出の場合

・届出内容と問合せ先を入力し「次へ進む」をクリックする。

・申請内容に間違いがないか確認したうえで  
「申請する」をクリックする。

○栄養管理報告書の場合

・給食施設名称と問合せ先を入力し  
添付書類をアップロードして「次へ進む」をクリックする。

・申請内容に間違いがないか確認したうえで  
「申請する」をクリックする。

これで申請完了です。  
申請番号を控えておいてください。



【お問い合わせ】 大阪府岸和田保健所 企画調整課 管理栄養士  
電話番号：072-422-5682